個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金関係情報ファイル
一行政機関等の名称	倉敷市長
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民生活部市民課、水島支所市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、真備支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係
個人情報ファイルの利用目 的	国民年金第 1 号被保険者資格等情報の管理、保険料免除等情報の管理、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定等情報の管理
記録項目	別紙参照
記録範囲	国民年金の被保険者及びその世帯主・配偶者、受給権者
記録情報の収集方法	本人からの各種届出・申請等、日本年金機構からの情報提供、 共通基盤等を介しての情報連携
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織 の 名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況 その他厚生労働省令で定める事項の内容は、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 14 条の2の規定により、厚生労働大臣に対 し、訂正の請求をすることができる。
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)令第21条第7項に該当するファイル☑ オ □無
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルであ る旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を 受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要 作成された行政機関等匿名加工情 報に関する提案を受ける組織の名 称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が 含まれているときはその旨	
備考	

個人情報ファイル簿 別紙

記録項目

<宛名>

宛名番号 個人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民区分 世帯主情報 住民となった事由

現住所情報 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

筆頭者情報 消除情報 国籍 通称 処理停止情報 在留資格情報

<年金基本>

宛名番号 基礎年金番号 電話番号 特記事項 納付記録

<資格情報>

基礎年金番号 被保険者種別 取得日 取得事由 取得理 喪失日 喪失事由 喪失理由 <付加情報>

基礎年金番号 付加加入情報 付加脱退情報

<免除情報>

基礎年金番号 免除種類 免除該当情報 裁定結果情報 免除終了情報 法免消滅情報 送付日

<老齢裁定受付>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 死亡届情報

<障害裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 診断書情報 死亡届情報

<遺族裁定受付情報>

宛名番号 基礎年金番号 年金コード 裁定請求情報 請求者情報 死亡届情報

<老齢福祉裁定受付情報>

宛名番号 証書番号 裁定請求情報 死亡届情報

<所得情報>

宛名番号 一般扶養数 老人扶養数 特定扶養数 同一生計配偶者 控除対象者配偶者 障害者扶養数 特別障害者扶養数 年少扶養数

本人障害者区分 本人ひとり親区分 本人勤労学生区分 公的年金収入 公的年金等雑所 得 合計所得金額

純損失 雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 配偶者特別控除